



産廃処理業者 認定制度



認定を受ける メリットは？

- ① 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)!
- ② 許可証などにより排出事業者へ
PRが可能!
- ③ 許可申請時の添付書類を
一部省略可能!

そのほかにも様々なメリットがあります!
詳しくは産廃情報ネット
(<http://www.sanpainet.or.jp>)を
ご覧ください

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、
排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることを
アピールできるなど、多くのメリットがあります。

環境省

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

優良認定業者として認定されるための基準は？

優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。

1 実績と遵法性

5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないことです。

2 事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していることです。

5 財務体質の健全性

直前3事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であることです。

3 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていることです。

4 電子マニフェスト

電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できることです。

※ 各基準の詳しい内容は、環境省産業廃棄物課のマニュアルを、インターネットからダウンロードしてご覧ください。（下記問合せ先参照）

優良認定業者として認定を受けるにはどうすればいいの？

- ▶ 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。また、平成23年4月1日時点で5年以上継続して許可を受けている産廃処理業者の方々は、現在受けている許可の有効期間内であれば、随時申請することができます。
- ▶ 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- ▶ 申請時には、上記基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※ 詳細は環境省産業廃棄物課のマニュアルをご覧ください。（下記問合せ先参照）
- ▶ 優良認定業者として認定されると、優良マークの付いた許可証が交付されます。



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155)
優良化事業推進チーム